

議案第32号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月12日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

保育料及び主食費の納期を児童手当などの各種手当での支給後に設定することによ
り、子育て世帯の納付環境を整えること及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）が
改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第2項中「10日」を「15日」に改める。

第10条中「第56条第8項」を「第56条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。